

越 訴

(二)

享保六年（一七二一）丑八月、ちくさの村々は、大坂代官支配の天領から姫路城主榊原式部の御預り地となった、そしてそれは、また大坂代官支配にもどる寛保元年（一七四一）酉十二月二十五日までの二十五年の間である。

榊原氏はその祖康政が徳川氏四天王の一といわれ、徳川氏創業の家柄の出である。

享保元年（一七一六）より延享二年（一七四五）の三十年間は、八代將軍吉宗の時代で、彼は幕府中興の英主といわれ武芸・学問の奨励、貨幣の改鑄（悪貨の改正）、殖産興業、新田開発など、幕政全般の改革を行い、くずれかけた幕府の土台骨の補強に力があつたとされている。

しかしその反面、はなやかな元禄時代（一六八八—一七〇三）を招来した綱吉（五代）の急激な財政支出の増加、綱吉・家宣（六代）が多数の家臣をつれて將軍職についたことで旗本家臣団の急増による人件費の増大等々による幕府財政の破綻、吉宗はそれをたてなおすためどうしても百姓からの収奪を強化しなければならなかった。

越 訴

その方法として幕府は、年貢を多くとるために率を引き上げ

る、新田開発によって年貢収入の増加をはかる。この両政策を強力におしすすめて財政難を切りぬけるという方策をとつたのである。

そして年貢を多くとるために

- 一、定免法によるもの
 - 二、有毛検見法によるもの
 - 三、三分の一銀（金）納法によるもの
- と三つの方法があげられる。

ちくさの村々の越訴（一定の順序を経ないで、つまり下役人に歎願して上へとりついでもらう順をたびこして、將軍や領主、幕府の高官等へ訴えること、幕府はこれを嚴重に禁止し処罰した。直訴、かご訴、駆込訴などはこの類である）の事件により百姓たちが次々と姫路の牢のつながれた事件は右のうち直接的には三、に対して起つたものであるが、一、も関係があるので一応全項について簡単に説明する。

一、定免法

年々その年の作柄を實際に調べて年貢の量をきめるのを検見取法（毛見）といって、定免法になるまでの一般的な徴税法であつたが、代官所の役人たちの収賄や不正が公然の役得

のようにまかり通り、またその検見の時期が最も忙しい收穫期になるので、吉宗は將軍になると（享保四年（一七一九））代官の総点検をやり不正のあつた者を大量処分し、またどうしても意にかなつた者の人数が足りないので、臨時措置として天領の一部を大名の預け地とし、それまで勤めてきた手代（郡代、代官、奉行の下で勤める地方役人）は理由の如何を問わず全部やめさせている。それは直接徴税等で百姓と接触の多い役職にある手代は大なり小なり村々とくされ縁があるうと言ふことである。

従つて吉宗は今までの検見取法から過去五、十ヶ年の收穫量の平均を基に村単位の年貢をきめる方法（これを定免法という）に改めた。定免になれば、毎年の検見が必要でなくなり、百姓は、きめられた一定の額だけ納めれば、役人たちに賄賂をそつとにぎらせる心配もいらぬし、農業に精を出してすこしでも收穫がふえればそれだけ作得がふえるので、百姓たちの励みにもなり、それ故少々年貢の免率が上つても、それの方が百姓にとって得であるとその利点を強調した。したがつてこの定免法にはその利点を強調することによつて年貢免率の引き上げのねらいがあつた事は否定できない。

実際に、天領では江戸時代の初期六公四民（收穫の六割を年

貢として徴収し四割が百姓に残る）あるいは五公五民であつたのが、のちに四公六民となり、享保十三年（一七二八）から五公五民に引き上げられている。

それも幕府は六公四民に引き上げること考えていたが、百姓たちの抵抗により五公五民の線まで引き下げざるをえなかつたのである。

定免では多少の豊作、不作にかかわらず一定の年貢が入ってくるから幕府の収入が安定し為政者としては予算を組む上に於ても便利である。

そして不作が甚しい場合は百姓たちは破免願を出し年貢の減少を願ふことができる。

しかし享保七年（一七二二）には一国一郡に及ぶほどの凶作であり一村全部の百姓たちが願ひ出た時だけ破免し、検見の上年貢を減少すると制限し、享保十二年（一七二七）には、一村かぎりでも半作（五割）以上は破免、翌年には四割ときりさげ、十九年（一七三四）にようやく三割以上の不作の時と改めたのは、簡単には破免して年貢を減少させない姿勢を示していると言えよう。

二、有毛検見法

定免は天領の相当広い範囲に実施されたが、この定免にも

れた地方に行われた。

検見法が検地にもとづく石高を基準に年貢の量をきめるの
に對して、有毛検見は、検地の石高を無視し、又田畑の等級
に關係なく、その年々の實際の出来高を調べて年貢の量をき
める法である。

これは検地を行つた当時よりはるかに上昇した生産力の部
分を収奪するためにとられた方法である。

というのは検地といへば、役人を派遣し村單位に土地一筆
ごとに所在（小字）地目（田畑、屋敷など）面積、等級（上
・中・下）生産高をきめ一地一作人の原則で貢納責任者を定
め検地帳に記載登録するもので繩打なども呼ばれ農民支配
を強化するために行われた方法で、全国的に統一して徹底し
た方法で行われた大閤検地が有名である。

検地には多大の労力と日数と費用が必要で、そう気軽に度
々というわけにはいかない。

当地方には大閤検地の検地帳も、池田輝政の三左エ門検地
帳など残っていないが、延宝七年（一六七九）の検地帳は役
場の史料室に残っている。江戸時代何回検地が行われたか不
明であるが、一の坪門藏の「袖日記」に右の検地について次
のように記されている。

越 訴

池田三左エ門輝政公

姫路の城主 播、備、淡三州ノ大守

百万石也

慶長五年（一六〇〇）御入国

同十二年戊申御検地入

元和二丙辰年（一六一六）御国替

御大官大坂

小川又左エ門様

此節千草町助太夫

年行司役相勤申候

延宝元丑年（一六七三）より

天和元酉年（一六八一）まで九ヶ年の間当国竜野様（脇坂

淡路守）御預り

新検地これある事

他に簡単な土地調査があつた地域もあるかも知れないが検地
としてあがっているのは右の二項だけである。

(三)

三、の三分一銀納法については、ちくさの村々の越訴に直接

越 訴 つながっているので訴状をみながら、どのような目的でこの法
が行われたかを考え越訴の原因を探ってみることにする。

恐れながら書付を以つて願上たてまつり候御豆

一、播州宍粟郡千草組惣百姓申上げ候、一昨年の戌年（一七三〇）の御年貢米は御銀納におおせつけなされ、ありがたく存じております。

昨年亥年（一七三一）の御年貢も御銀納になし下さるべきとの事でございますのでありがたく存じておりましたところ、急に米で納めよとのおおせつけ誠におそれいたします。

ところが昨年は稲の根付頃に殊の外寒く十分根がはらず、その上初秋に至つて毎日毎日雨が降り続き、それに追いつけず、をかけるように、二度も大風雨になり諸作物がみな吹き倒れ、丁度実入時に長雨が続いた上のことでしたので米の性がもつてのほか悪く、御年貢として御納めできるような米を整えることができそうにございません。

そのため、昨年の秋から姫路御奉行様へたびたび、どうか御銀納にして下さいますよう、すべての村々の百姓が御願い致しておりますが、しかと御取上げもございませんでした。

それまでは御銀納にしていただけのおおせでございましたのに、年もさしせまつた十二月の八日に急に米で納

めよとのおおせつけ、全く百姓たちは難儀致しております。

さて又米納でございますと、出石、網干、大坂、江戸へ御年貢米や諸払い（雑税等）の役人として、毎年村々の庄屋が勤めておりますが、そのような御用にいらいます費用が、御上納米一石について銀四匁あまりもいり、又千草より出石までの運送賃が一石について銀三匁あります。

そして御上納米一俵に五斗入れて俵を作りますが、それが大枡です。実際には京枡に五斗三升余も入れなければなりません。

そのように大枡で俵をつくりましても不足し、その上一石について余米と申して三升、又瀬取米といつて八合二勺いれることになつております。

そのほかにも諸役高割銀が近年だいぶ多くかかるようになっております。

それで百姓たちは、ことごとく困窮し、つぶれ百姓になる者も多くでるしまつてございます。

どうか所相場で御銀納にさせていただきますならば、御上納米の上乗りで大坂、江戸へ参ります村役人の費用も諸入用の

銀も瀬取米等のほか、いろいろとかかります銀がすこしでも
少なくなり、その分だけ滞納しております分のたしにも致した
たいと存じあげます。

(この後に一、で書いた訴文が続く)

訴文はまだ続くが一応ここで中断して、ここまでにあられ
た訴文の内容を検討してみることしよう。

元禄、享保の時代になると例えば、稲作が進歩しそれまでの
晩稲^{かくて}単一品種だけでなく、早稲^{わせ}、中稲^{なかて}など作付の分化が進み、
検見を終わってから収穫する事が不都合になった事も定免を拡大
した理由だがその他、農業のあり方が変化してきたのは、特に
畿内を中心として西国筋に広がった換金作物(とくに綿、売るこ
とを目的に作りだした作物)の栽培が盛んになってきた事であ
る。

それまで天領における畑作の年貢は三分の一銀納法といって、
畑地にあたるとみなされる村高の三分の一は米納でなく銀によ
る代納のしきたりであった。この畑作の収入増加の分を幕府は
吸い上げようとはかった。

越 訴
そして米と銀の換算率を引き上げるため享保七年(一七二二)
に三分の一銀納をやめてその分を米で納めよという次のような
命令を代官たちに出した。

三分一金銀納の分、米納につかまつるべきむねたつす。

一、各御代官所御物成(年貢)のうち、ただいままで、三分
一金銀納にしてきた分について、当寅(一七二二)冬より残
らず米納にするよう村々へ申しわたすべく候。

しかれども米納にすると百姓たちに入用が多くかかり困
らうから、もしこれまでの通り、金銀納にしてもらいたい
と願い出ても、そのようにはならない事を申し聞かせ、その
上でまだどうしても金銀納にしてみたいと願い出た場合
は、始めて金銀納にする事を許し、その時、今までの換算相
場よりも増金しないときは許可をしてはいけない。

増金をなんでもせり上げ、この上増金できないという線ま
でつり上げ、その値段を書きつけ御勘定所へ出して、それで
よいかどうか御伺をたてるように。

享保七年寅八月

この法令の末尾に、どのくらいせり上げたら良いかのめどの
ため次のような参考資料が別紙としてついている。(江戸幕府
法令集)

延宝年中三分一値段覚

延宝三卯年三分一極値段

一、五畿内 米一石に付、銀七十六匁

ただし所相場に十五匁九分増

(他略)

この法令はいかにも正直であけすけな、よくこんな命令が出せ
たなと思うだろう。

つまりこの法令は、三分の一銀納はとりやめ、と言えば百姓
たちが、米納になると入用が多くかかるのできつと前通り銀納
にしてもらいたいと願ってくるだろう。その時中々許さないで、
百姓を困らせといて、それにつけこんで銀納値段の換算量をせ
り上げる。

それも末尾に国ごとと比較して国ごとの換算率量をきめる。
全く念がいつている。

この法令は代官や役人だけが見るから良いものの、百姓が見
たらなんとあきれた、きたないやり方だと憤慨するだろう。
ところがそんなカラクリを夢にも知らない百姓たちはまんま
とワナにかかった、というよりこのワナから逃れるてだてがな
かったわけである。

榊原式部、あるいは輩下の奉行が、せっかく天領を一時預つ

たのだから、此の時に点をかせいで上様のおぼえをめたくし
ようとしたわけで、米がほしくて米納を命じたのでない事は此
の幕府の法令を見れば明白である。それにこの時ちくさの村々
は不作で法令を出した幕府や、その法令にのつて実行した姫路
藩でさえ予期せぬ程の深刻な打撃を百姓たちに与えた事になつ
た。

ちくさの村々の百姓の代表たちが何回も姫路へ足をはこんで
銀納にしてもらいたいと願つてでた。奉行が法令の通りになか
なかうんと言わずせり上げているうちに、これではラチがあか
んと見た百姓にちは遂に天下のご法度である越訴をやつたわけ
である。

江戸まで行つてお上ちきぢきに訴えようと出ていった東河内
の吉右エ門、岩野辺村の半兵エ、千草町の八郎兵エの三人は死
を覚悟していたかも知れない。天下の法を破るのだから、ただ
ですむとは思つていなかっただろう。

彼等の胸の中に、下総佐倉藩の領主堀田氏の重税にあえぐ村
人たちのために將軍家光(家綱ともいわれている)に直訴して
妻子ともども処刑された佐倉宗五郎。芝居にも仕組まれ義民と
して広くその名を知られていた木内惣五郎の姿が浮んでいたか
も知れない。

(四)

訴状はめんめんと続く

一、おそれ多き申し上げごとではございますが、古の御代官様の御代には、百姓たちが願の筋があつて訴え出ました時には、道理にかなつてゐることと、はずれてゐることをはつきり分けて、御願いしていることが道理にかなつてゐる事であれば御聞き届け下さいました。

ところが姫路の御支配になりましたからは一体どのようなところがあるのでございましょう。

所の庄屋、年寄を頼んで御願い致しましても、これまでただのいへんも御聞届下さいましたことはありません。

それで庄屋、年寄を頼んでも頼みがいもありませんので、それら村の役人方を通じて筋を通してお願いするのが当然ですがこのような事情で、この度の銀納の件も直接百姓から御願い申し上げます。どうか御慈悲の上牢屋に入つてゐる者、手繩の者たちを御だし下さいませよう願ひ上げたてまつります。

越 訴

一、前々には諸入用などすこしにて勤まりましたのに、それでも御年貢を皆済できなかつた百姓は、上・中・下の田畑にかぎらず売つたり、又は質入れして御上納をすませておりまし

たが、近頃御年貢米に諸役の御用金が多くかかりますので耕作してもひきあいません。上・中・下の御田地畑少々売ろうにも売れず又質にもとつてくれません。したがつて御年貢がとどこおりましても、それをお納めする手だてがございせん。このような事では誰も作りてのない御田地ができるかも知れないと存じます。

一、右のような事情でございませのでどうか御慈悲、御救いの為、所相場の銀納で御年貢を御納めできるように御願いたてまつります。

おそれながら姫路御役所へは願の筋一切違背致しません。ただし所の庄屋や年寄たちが私たちの願ひをどのように申し上げてくれるかわかりませんので、百姓たち直々に御願い致す次第でございませ。どうか御慈悲御願ひ上げたてまつります。

以上

榊原式部大輔預り所

播磨国宍粟郡千草組

惣百姓

惣代 平兵衛

惣代 市右エ門

享保十七年子五月

御奉行所様

これで訴状は終ったが、その中の語句などについて簡単に説明する。

○千草より出石までの運送賃一石につき銀三匁。

年貢を納める村より五里以内は村負担で百姓にかけられ、それ以上には五里外駄賃が支給される。

○江戸浅草の米蔵に納めるのを廻米といい、その他に納入するのを詰米という。

廻船は請負人があるが、それには村方から上乘と納庄屋がのり、船中の事は一さい上乘が責任者となり、納庄屋は蔵に納入する責任者となる。一村分で満載にならない時は数カ村でつみ込む。

○京枅、戦国時代、京都を中心に広く使われた枅、秀吉はそれまで国々により一定しなかつた枅を統一して京枅にした。江戸初期は江戸で作られた枅と京枅を併用した、寛文九年（一六六九）江戸の枅に統一した。

この事から文中にある百姓たちが五斗俵だといつても実際は五斗三升余も入れねばならないと言っている。ちくさの村々の百姓たちは京枅を前々から使っているのに年貢で大枅で出すとなれば一俵につき三升余りも損になると思えるわけである。

○瀬取米 大船から小船へ積みかえて陸上げする際などこぼれ米ができて減るといふ名目で余分に入れる米

○沢手米 航海中にしめつたりする米、それは安くしか売れないのでそれを始めから見込んで余分に入れる米

○濡米 航海中にめれた米 これは正米と取り換えるか、金納するかしなければならぬが、時に納庄屋が代米を買う時、米商人と結託して不当な高値で買入れたことにして百姓に割をかけたたり、ぬれもしないのに濡米になって安くしか売れず年貢銀が不足したといつて割を百姓にかけたたりする不正も時々文書に表われていることもある。

○口米（口永） 本租に対する付加税、年貢徴収にあたる代官の事務費として納入させた。それは地域、時代により差があった。享保十年以降、天領では代官所の諸費用は幕府が支

給し、そのため口米、口永は幕府に納めるようになった。米納についての付加税は口米、銀納についての付加税を口永、永はもともと永楽銭の永。

○欠米^{かんまい} 年貢米、商品米の輸送、取引の過程でできる欠損米を補充するため、あらかじめ徴収する付加米、享保時代一石につき三升と定められた。

(五)

ところでこの越訴^{ひつそ}の件はちくさの村々にとって前代未聞の大事件だった。当時の村々の情勢を克明に日記につけてくれた人がいた。名はわからない。黒土の尾崎正城氏の家に保管されていたから、おそらく尾崎氏のご先祖が書かれたものだろう。その日記の意をくみながらわかりやすく書いてみよう。

享保十五年（一七三〇）戌^{いぬ}の御年貢米は銀でお納めました。米一石について銀二十九匁の値段で上納致しました。畑の方は出来が悪かったので五割引していただき半納致しました。

越 訴

享保十六亥^い年、米納にせよと十二月三日に御ふれなさいました。百姓は気の毒なことでございます。銀納にしてもらうよ

う組中申し合わせ致しました。

村中の総高は五千石

正月十一日 大森で寄合^{よりあひ}

享保十七子^ね年二月四日出立^{しゅつたつ}で江戸表^{じょう}へ銀納の御願に、千草町竹屋、八郎兵エ、岩野辺村石原の半兵エ、東河内村与七郎の三村から人数三人江戸表へ御上り

ところがこの黒土村の西、二郎右エ門・川井、太右エ門・道上、茂兵エ・茂右エ門たち四人は銀二十五匁を子^ね二月一日に町（千草町）道具屋太郎兵エに渡し黒土村の者は銀納などと言うまい、千草組の願に入るまい、と黒土中の百姓たちの連印をとりました。

それで鷹巣村の方は草、木をとり黒土の者がきても一切入れない、と山どめの申し合わせをされました。

三月九日 たかのす村惣百姓より黒土村、年寄役 川井仁兵エへ右の御状つけられ気の毒に存じました。

三月二十四日 江戸表より三人が帰って参り、二十八日に組

中、大森で寄合

江戸表へ申し上げましたのは、千草組の御年貢上納の事。姫路の御領地になってから御年貢は五割三分。それに一石に四升の口米、又三升の余米、又六合の瀬取米、合計一石八升（名目一石、実納一石八升）

入用銀は一石二付銀十八匁の入用で組中合せて新銀十九貫目必要になる。この通り御江戸様へ申し上げました。これは姫路表をふみこえて直接江戸表へ申し上げたわけで、この三人にもしもの事があれば気の毒で、岩野辺、町、黒土、七野の庄屋たちが出石陣屋へ相談なされ姫路役人八人へ申し上げました。

四月十二日 江戸参り三人と町、新助・河内村、安右エ門の五人の者がむりむたいに、出石へ手縄をかけて引きたてられ気の毒に存じました。

それで十三日大森へ組中が集まりなされ、高に三分割いたしました。

又々御江戸様へ御申し上げの相談を致しました。

千草組 七、八ヶ年は御年貢米を出石、網干にて 姫路役

人や庄屋衆が売買なされるとき、いろいろとサイクされ量目が不足だったとか、米の性が悪く安値になって年貢銀にたりなかつたのだと、いんちきされ不足分だというのを百姓たちに割かけられ、組中の百姓たちが迷惑致しております。

それでこの度の件につきましてどうせ姫路の御役人に願ったとてろくなことにならんだろうと、組中の百姓が寄合、相談の上、直かに御江戸様へ御願いする事になったのでございます。これが四月十三日大森へ集った時にきまつたことです。

四月二十六日 河呂村 市右エ門、岩野辺村 平兵エの二人が御江戸へ下りました。

四月二十七日 小林儀右エ門様、山下源太夫様が千草組へおいでになりました。捕手でございます。

黒土にお泊りになり、黒土村の百姓たちを御しらべになりました。惣百姓まことに気の毒でございました。

五月五日 節句でございますが、黒土村の者は節句のお祝いに他村へ行つてはならない、どうしても所用があつて他村へでなければならぬ時は、庄屋へ、ことわりしてから行け、さもない時は処罰すると仰せられ、気の毒なことでございます。

五月六日 鷹巣村で重左エ門、久兵エ、九郎左エ門三人が手縄うち岩野辺村庄屋へ引きなされ百姓めいわくいたしました。

二十七日庄屋たちがおゆるしを願ひ岩野辺の庄屋方で右の三人の者の手縄をゆるされました。

五月十三日 姫路より田中権之助御代官様や捕手の衆十二人、総数十五人が千草町惣右エ門殿の所へ御入りなされました。

捕手の衆は大門屋や米屋、善左エ門殿の所へおとまりになりました。

そして源仲をおしらべになり組の木地屋、六郎兵エ殿の家へ御預けになり夜昼六人づつ番をつけられました。

百姓迷惑致しました。

組中村々つぶす印判の事にて役人たちが村々で威張りちらし百姓たちは体をちいさくしてすくんでおりました。

十五日は、黒土村、鷹巣村二ヶ村へ役人様七人おいでになり、庄屋、年寄や黒土村は半左エ門、鷹巣村の久兵エを御しらべのため町でおとまりの御代官様の所へ参るよう、との事でした。黒土の半兵エは財産召上になり手縄は許されました。

町の源仲を西山村の善右エ門、新兵エ、善左エ門、因幡屋市兵エは十六日に出石まで引かれました。

そして村々の御詮議（取調）をきびしくなされました。

五月十八日 大寺の太右エ門、河内佐次兵エが姫路の牢につながられている者たちの入用銀を村高に三分割出しなされました。

姫路清兵エ様組へおこなされ牢入用一人当り米代日に一匁三分ずつの算用におこなされたものです。

此村（黒土）の連印は出ませんでした。

十九日 三河、八ヶ村の庄屋たちと、七野、黒土の庄屋たちが千草町におられる代官様の所へ寄り合することになっております。

二十日 又姫路から御役人が一人参られたそうですが、きけば飛脚だったようでございます。

二十一日 御代官様は姫路へ御帰りになりました。九日ぶりの事でございます。

二十三日 姫路から善左エ門、市兵エ、新兵エが帰って参りました。

そして庄屋たちが岩野辺の庄屋宅で寄合され、同日八兵エが姫路へ牢入用銀をもって行かれるような話でございました。

五月二十八日 組中の庄屋たちが姫路様へ参られました。御用の筋でございました。

役人様が四十七日ぶりに姫路へ御帰りになりました。五月二十九日のことです。

御代官様が江戸表へ御下りなされますので牢入りの者牢に入れ替申しました。うるう五月五日の事です。

うるう五月八日に姫路へ行かれていた庄屋たちがお帰りなさいました。

九日には町庄屋の所で河呂不足の事について寄合なされ、鈴木九兵エ様が千草町においでになるので、ご相談されるのでございました。

東河内、安右エ門が五十七日ぶり、うるう五月十一日に出牢して帰って参りました。

うるう五月六日に江戸様より、御願事は何事によらず御江戸

表へ願えと御廻状が参り千草町組内に読み聞かせなさいました。

享保十七年子うるう五月十日河呂のつぶれ百姓の田、六町六反七畝五歩、村中の百姓が田植しました事はまことの事でございませぬ。

御江戸表へ参っております者、うるう五月十三日にかえつて参りました。

戊の年の御年貢米は四拾四匁五分の値段で銀納するよう御触れでございました。

十五日 姫路御役人様船越まで御こしなされました。源仲に手繩かけたのは間違いでしたので御こしになられたものです。

柳原式部大輔様 姫路より十五日に御江戸表へ御出立なされました。

同日船越役人様二十三人御連れに、御使者が御出でなされました。

うるう五月十九日組中、大森に寄合、平兵エ、市右エ門江戸表の様子を御話になり、組中うけたまわりなされました。

二十八日 七野村で庄屋たちの寄り合がございました。

同晦日 村々庄屋たちが出石へ参りました。それは姫路御

役人御代官様が替りましたので、新しい御代官に御目見得に参られたので、出石よりその日に御帰りになりました。

以上は五月とうるう五月までの事。

江戸行き平兵エが出石へ六月一日に呼ばれ、三日に帰って参りました。

網干より御年貢米が殊の外欠米（不足米）ができたと六月四日、佐市郎から飛脚が参りました。

六月五日に右八ヶ村、大森に寄合、又々御江戸表下の相談があるようでございます、河内弥兵エ、三河曾兵エ、齊木徳兵エ、十兵エ姫路表へ参りましたが厳しい御用のようでございます。

十日に姫路より河内庄屋弥兵エかえりなされ、その夜黒土村庄屋より組中へ御状を廻されおり申し、網干役人様替り、米の中札書かえ申しました。

十日に姫路より重兵エ、清兵エ帰られました。

十二日に黒土村へ組中の庄屋、惣百姓が寄合、姫路の牢入用銀を、庄屋は百姓に出せと言ひ百姓はよう出さんと意見が合わず、その日は、そのまま開きになりました。

六月十六日は姫路より宗門改の印形、十七日千草町にて致しました、代官 大森六太夫様と申します。

御代官上原伊右エ門様が役人二十人つれて江戸参りの岩野辺室谷平兵エ、十七日に手縄うち、年寄七兵エと共に十八日姫路へお引きなされました。

河呂村米不足の事で、役人黒土村庄屋で御とまりなされました。

河呂庄屋、年寄、惣百姓どもが役人のお調べを受けました。

岩野辺村年寄七兵エ、姫路より十三日に帰られました。与右エ門は牢入用銀の質物にとられておりました。

六月二十六日 岩野辺室谷仁左エ門、西山村竹の上長助 御江戸へ参られました。

二十七日 町、岩野辺、東河内、西山、鷹巢の庄屋百姓中へ
姫路表へ出頭の御いづけが参り十五人の者が、二十八日姫
路御役人様へ御目見得めみえなされるようでございます。

牢入用銀について御代官様より百姓に差出すようにと申し付
けがありました。が、百姓は御受けの返事を致しませんでした。

七月七日 出石御代官、姫路御役人様、千草七ヶ村へおこし
になるようでございます。

八日 村々御調べなされました。千草町、河呂、黒土村は米
納にする請印判をしますようです。西山、西河内、岩野辺は
銀納にする印判をするようですが、銀納では又姫路の御ただ
しを受けるようになるので村々全部米納の請印をすることに
なつたよう役人様は九日に御帰りになりました。

七月九日 姫路牢入の事に町、勘助、大寺太右エ門、その外
庄屋たちが参られました。が、町新助、同源仲、西山善右エ門、
鷹巢久兵エ、七月十三日に帰られるようでございます。九十
日ぶりの事です。

大寺新助は百二十日ぶり

七月十六日に黒土村へ右七ヶ村の寄合があり、それは米納の
請印をするためです。

この印判は御江戸表へ差し上げ、これまで銀納の御願いし
ていた願をとり下げようとの寄合でございます。

ところが岩野辺一村だけは銀納の印判ですので、庄屋が岩
野辺も米納の印判にするのかと仰せられました。

七月十八日に岩野辺庄屋、年寄太郎兵エ、西山村庄屋、その
外各々衆、姫路へ参られました。

七月二十三日 この黒土村で右八ヶ村組惣百姓の寄合があり、
庄屋が米納にする請印は、組より百姓二人、印判を持って江
戸表へ行くようにと仰せつけられました。が百姓はこの事に返
事を致しませんでした。

七月二十五日に牢に入っておりました半兵エ、吉右エ門、平
兵エ、三人が姫路より百三十二日ぶりに帰られることになり
ました。

此の人たちは、御江戸様へ御訴えに上つていた人たちでご
ざいます。

庄屋十兵エ、年寄、その外の庄屋たちもお帰りになるよう
でございます。

村々つづれ米納判を持って江戸表へ銀納願のとり下げに河呂村田中の仲右エ門と申すものが、八月四日に姫路の代官所様と江戸へ参りました。

八月七日 東河内源兵エが御江戸表へ参りました処に、又々岩野辺平兵エが八日江戸へ参りました。

米納はウソでございます、銀納になし下されますれば、かたじけなく存じたてまつります、と申し上げました。

兩人とも厳しく江戸へ参りました。

それによって十日千草組中の庄屋の寄合があり、その時、村々庄屋より米納冬分、大阪の御蔵へ御納めするようにと八月十二日に御触があるようでございます。

八月二十五日 村々惣百姓、庄屋へ寄合があり、庄屋が仰せられるのには、今年の御年貢の三分の一米納分、銀納でも勝手だがお上から米納にするよう仰せつけられているのに百姓の都合によって銀納に御願いするのだから、米の所相場に五匁の増銀ぐらいでは御願いできない。

又米納では網干で請取りきり大豆は大坂渡しである。との事で、それならば百姓の勝手ですので、出石で御請取り下さ

るように御願いした。七野村庄屋五郎兵エ殿が姫路へ参られた、と庄屋がこの通りを読み渡されました。

九月一日 姫路役人、出石役人おこなされたので、村々の御調べがあるようでございます。

斗とまきの御改めがございました。一俵廻されましたところ五斗四升五合ありましたようです。

(注) 年貢米検査の方法は納米全部について行うものもあるが、多くは納米の一部について行った。たとえば一村より百俵を納めるとすれば、そのうちの一俵又は二俵を抜き出して検査するもので、これを廻し俵まわしと言う。もし量に不足があれば全部の俵数にかけて補わせる、つまり検査した俵の不足分は全部の俵にそれだけずつの不足があると見なすのである。

九月五日 江戸へ参っております五郎太夫、西山長助が帰って参り兩人が申しますには、江戸下屋敷、姫路屋敷へおうかがいした処、竹大右エ門様が、何事にしろ願い事があれば、わざわざ江戸へ来ずに姫路へ願え、此方から急度申す程に此度は帰れと仰せられたので九月五日兩人が帰られたとの事。

つづれ判用い河呂仲右エ門も九月十三日にかいり申しまし

た処、同日東河内久太郎も帰って参りました。

子年御年貢は餓しん（ひどい不作）で米がとれないので二年間の糶、御借し下さるようにと組中、室村庄屋又右エ門殿に付きそうて姫路へ十月七日に参られました。

亥年、子年兩年度の糶米を長崎へ納めるように仰せつけられ役人は三河佐五右エ門殿長崎に参りました。

子年御年貢米、出石にて姫路役人、出石預り役人、黒土茂右エ門相役に積取りなされる時、百姓寄合相談の上で出石で百姓一人いっしょに御請取の場へおる事を許されるように姫路へ御願いに参りました。

御江戸より御検見の役人様、子十一月二十五日姫路飾西まで御こしなされました処、領地千草組は酉年より子年までの下札、割帳、普請帳持つて村々の年寄は必ず飾西までくるようにと厳しく仰せつけられました。

子の年秋作に虫がわき御年貢米組中三分より外はございませんでしたので、丑正月一日姫路役人様御こし下さいまして東三河、千草御検証なされ、この年百姓大へん迷惑致しました。

享保十七年子十二月十五日 四国の伊予土佐に大豆が天よりふりました。これも大師の苦心でございましょう。

元文三年（一七三八）丑五月一日に姫路役人大木六太夫同甚太夫兩人がこられ、岩野辺、十郎兵衛・町、清右エ門・七野村・五郎兵衛・下河野 源右エ門、右四ヶ村閉門仰せつけられました。その時黒土茂左エ門の家へ役人がとまれ、また人足仁左エ門と糸右エ門が塩野（塩山）まで参りました。

右の事について七日姫路より閉門をさし許され門を開きました。

（注）閉門とは江戸時代の刑罰の一つ、監禁刑、居宅の門を堅くどぎし窓をとじて謹慎させられ、昼夜の出入りも厳禁。

下河野 源右衛門

七野 庄屋五郎兵衛

室 庄屋又右衛門

西山 善右衛門 善左衛門 新兵衛
市兵衛 竹の上長 助

河内 與七郎 安右衛門 佐次兵衛 八兵衛
庄屋弥兵衛 源兵衛 久太郎
住所不明 佐市郎(岩野辺庄屋か)

河呂 市右衛門 田中仲右衛門 齊木 徳兵衛 重兵衛

岩野辺 石原半兵衛 室谷平兵衛 室谷仁左衛門 三河 曾兵衛 佐五右衛門
十郎兵衛 年寄太郎兵衛 年寄七兵衛

千草 竹屋八郎兵衛 道具屋太郎兵衛 大寺新助 黒土 西二郎右衛門 川井太右衛門 川井仁兵衛
大寺太右衛門 木地屋六郎兵衛 源 仲 道の上茂兵衛 道の上茂右衛門 仁右衛門
惣右衛門 善左衛門 清右衛門 半左衛門 衆右衛門
勘 助

屋号 千草大門屋 米屋 木地屋

